TamaHome®

第25期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年8月29日(火曜日) 午前10時(午前9時開場)

開催場所

東京都港区高輪三丁目13番1号 グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール3階「香雲」

目次

	招集ご通知	2
ı	株主総会参考書類	6
	議 案 剰余金の処分の件	6
	事業報告	7
	連結計算書類2	25
	計算書類	27
i	監査報告書	9

株主総会にご出席の株主様への お土産のご用意はございません。 何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

タマホーム株式会社

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第25期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり謹んでご挨拶申し上げます。

当社は、2023年6月3日をもちまして、創業25周年を迎えました。また、第25期は2年連続で、受注棟数・着工棟数・売上棟数において10,000棟を達成いたしました。これもひとえに株主の皆様のご支援、並びに日頃ご愛顧いただいてまいりましたお客様のお陰と心より感謝申し上げます。

第25期は2022年5月期よりスタートした中期経営計画「タマステップ2026」に則り、「新築住宅着工棟数No.1を目指し、4つの事業の柱を中心に成長する」を基本方針とし、地域特性に合わせた販売戦略を策定、実施し、当社グループの中核事業である注文住宅事業の収益基盤を強化するとともに、各事業においてより一層の収益力の向上に努めました。

今後も全てのステークホルダーにとって価値ある企業であり続けるべく、『"Happy Life"のために "Happy Home"を提供する』ことを通じて、さらなる成長を目指し企業価値の向上に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2023年8月





証券コード 1419 2023年8月9日 (電子提供措置の開始日 2023年8月7日)

株主様各位

東京都港区高輪三丁目22番9号 タマホーム株式会社 代表取締役社長 玉木 伸弥

第25期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。 本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.tamahome.jp/company/ir/event/event_03.html



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



上記ウェブサイトにアクセスして、銘柄名「タマホーム」またはコード「1419」を入力・ 検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年8月28日(月曜日)午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2023年8月29日(火曜日)午前10時(午前9時開場)
- 2. 場 所 東京都港区高輪三丁目13番1号

グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール3階「香雲」

- 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第25期(2022年6月1日から2023年5月31日まで)事業報告及び連結 計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第25期(2022年6月1日から2023年5月31日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

議 案 剰余金の処分の件

以上

(お願い及びお知らせ)

- 1. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 2. インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
- 3. 当日ご出席の際は、お手数ながらご入場にあたり、警備員による手荷物検査及び受付にて同封の議決権行使書用紙のご提出と「ご本人様と確認できる書類」のご提示をお願いしております。併せてご理解賜りますよう、お願い申し上げます。
- 4. 以下の事項につきましては、法令及び定款第15条に基づき、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - ② 連結計算書類の連結注記表
 - ③ 計算書類の株主資本等変動計算書
 - ④ 計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際 して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

- 5. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- 6. 当日ご出席の際は、資源節約のため本招集ご通知をご持参ください。

議決権行使についてのご案内

■株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催日時

2023年8月29日 (火曜日) 午前10時

■株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご 送付ください。

行使期限

2023年8月28日 (月曜日) 午後6時必着





次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、 画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2023

2023年8月28日 (月曜日) 午後6時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決 権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権 行使期限

2023年8月28日 (月曜日) 午後6時まで

議決権行使 ウェブサイト

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使 ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、 [議決権行使コード]および[パスワード]が入力不要でアクセスできます。 ※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

ご注意事項

- ■インターネットと書面により、議決権を重複して行使された場合は、イン ターネットによる行使を有効といたします。また、インターネットにより 複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効といたします。
- ■パスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は、今回の株主総会 のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- ■インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- ■パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなりま す。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ■議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認 を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合が あります。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

2 0120-768-524 年末年始を除く9:00~21:00

アクセス手順について 1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする ***** 議決権行使ウェブサイト ***** ・ 本サイトのご利用にあたっては<u>ごちら</u>をお読みいただき、ご了承いただける場合は、【次へすすむ】ボタンよりご利用ください 画面を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください 次へすすむ クリック 招集ご通知電子配信メニュー] 招集ご通知電子配信のお申し込みはこちら メールアドレス確定はごちら 「次へすすむ」をクリック ログインする ・・・・ ログイン・・・・ ●議決権行使コードを入力し、「次へ」ボタンをクリックしてください。 ●議決権行使コードは「禁させき」によりに記載しております。 (電子メールにより招 議決権行使コード クリック> 次へ 閉じる お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権 **行使コード**」を入力し、「ログイン」をクリック パスワードの入力 *** パスワード変更 *** 入力 ・ 議決権行使書用紙に記載のバスワードと新・ ソフトウェアキーボードをご利用される場合。 、【登録】ボタンをクリックしてください。 護決権行使書用紙に記載のパスワード ご使用になる網 よッパスワード: (確認のためもう1度): ※8文字の半角英数文字のみ入力可能です。 ※セキュリティーの関係上、電話や書面でご適知することは 一切ったしませんので、新しい(スワードはお忘れしたらないようご注意ください。

クリック - | 登録 |

を入力し、「登録」をクリック

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議 案 剰余金の処分の件

当社では、株主様に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付け、将来の積極的な事業展開と経営体質の一層の強化に必要な内部留保を確保しつつ、安定配当を継続することを基本方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

- 期末配当に関する事項
- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき180円 総額 5.217.903.720円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年8月30日



以上

事業報告 (2022年6月1日から) 2023年5月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響の緩和と社会経済活動の正常化が進むなか、ゆるやかな持ち直しの動きがみられました。しかしながら、円安や物価高、長引くウクライナ情勢、海外における金融不安の台頭等、多くの懸念材料により先行き不透明な状況が続いています。

当社グループの属する住宅業界におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による戸建志向への高まりは落ち着いたものの、住宅税制優遇制度の継続や省エネ住宅への補助金制度等が追い風となり、需要は堅調に推移いたしました。一方、世界的なインフレによる原材料価格の上昇や調達難により、建築コストの上昇が続いております。

こうした事業環境のなか、当社グループにおきましては、引き続き、早期受注・早期着 工・早期売上を目標に掲げ、地域特性に合わせた販売戦略を策定・実施するとともに、変化 するお客様の価値観・行動様式に柔軟に対応していくことで、中核事業である注文住宅事業 の収益基盤をより一層強化するとともに、各事業において収益力の向上に努めました。

各事業の概略は以下のとおりです。

住宅事業

主要な 注文住宅の建築請負、リフォーム工事等の請負、 事業内容 外構工事等付帯工事の紹介

住宅事業においては、注文住宅事業において、6ヶ所(うち移転5ヶ所)の出店を行い、営業拠点は245ヶ所になりました。また、モデルハウス、ショールームのリニューアルを38ヶ所において実施しました。過年度より続くコロナ禍における戸建住宅再評価の傾向は落ち着いたものの、当社の展開する戦略商品である地域限定商品及び期間限定商品を中心に受注は堅調に推移、1棟当たりの販売単価については上昇傾向を維持し、利益率が改善したことにより増収増益となりました。

リフォーム事業においては、引き続き、入居後10年を経過したお客様を中心に、保証延長を目的とした保証延長工事及び入居後15年以上を経過したお客様への継続的な保証延長工事のご提案を行いました。また、住宅設備の経年劣化による交換需要の取り込み等のリフォーム受注活動を積極的に展開した結果、増収増益となりました。今後も、累計で16万棟を超え

る豊富なストック情報をもとにお客様との関係深化を図りつつ、築年数やお客様のニーズに 応じた最適なリフォーム商品の提案と販売を進めてまいります。

以上の結果、当事業の売上高は201,708百万円(前連結会計年度比4.7%増)、営業利益は 8.935百万円(同69.5%増)となりました。

不動産事業

主要な 事業内容 分譲宅地・戸建分譲の販売、マンションの企画・開発・販売、オフィスビルの転貸事業、オフィス区分所有権販売事業、不動産仲介

不動産事業においては、戸建分譲事業において、引き続き、資金回転率を重視した10区画以下の小規模分譲地を中心とした仕入、販売に取り組みました。土地情報を収集・厳選する専任組織の能力増強に努め、仕入強化の取組みを進めた結果、受注・引渡とも好調に推移し、引渡棟数については1,247棟と前連結会計年度比で31.1%増加しました。しかしながら、原価・販売管理費等も増加したことにより増収減益となりました。今後とも戸建住宅の需要動向を注視しつつ、マーケットニーズに対応した良質な住宅の供給及び土地の仕入を一層強化することで、戸建分譲事業の確実な伸長を図っていく方針です。

マンション事業においては、マンションの販売及び中古マンションのリノベーション販売 に取り組みました。当期は新規分譲プロジェクトの販売案件がなかったため、売上高、利益 とも前連結会計年度比で減少しました。

サブリース事業においては、東京23区内に所在する新規受託物件の獲得及び管理物件(期末管理物件数25棟)の稼働率の向上に注力しました。

オフィス区分所有権販売事業においては、保有物件の販売を進めるとともに、確実なオフィス需要の見込まれる東京主要5区を対象として仕入に取り組みました。

以上の結果、当事業の売上高は45,404百万円(前連結会計年度比15.5%増)、営業利益は 2.637百万円(同43.9%減)となりました。

金融事業

主要な 事業内容 火災保険等の保険代理店業務、注文住宅購入者向け つなぎ融資

金融事業においては、引き続き、当社で住宅を購入されるお客様への保険販売及びフラット35の利用促進に取り組みました。当社の住宅引渡棟数は堅調に推移しましたが、保険販売については、2022年10月からの火災保険制度改定による保険期間の短縮により、火災保険の手数料収入が減少しました。生命保険の販売については、一時払い保険商品の販売に意欲的に取り組みました。また、フラット35については、フラット35全体の利用率の低下傾向が続いており、当社においても利用が減少しました。

つなぎ融資については、その活動を消極化し、つなぎ資金の紹介による手数料ビジネスへのシフトの積極化を図りました。

以上の結果、当事業の売上高は1,144百万円(前連結会計年度比22.9%減)、営業利益は232百万円(同62.7%減)となりました。

エネルギー事業

主要な 事業内容 メガソーラー発電施設の運営、経営

エネルギー事業においては、福岡県大牟田市で商業運転するメガソーラー発電施設の売電 実績について、電力会社からの出力制御指示による出力制御は前年並みでしたが、天候の影響及び販売管理費増により、当事業の売上高は837百万円(前連結会計年度比0.8%減)、営業利益は270百万円(同3.4%減)となりました。

その他事業

主要な 事業内容 広告代理店業、家具販売・インテリア工事の請負、 地盤保証、農業、車両リース事業、海外における投 資・情報収集・開発

その他事業においては、住宅周辺事業を中心に増収増益となり、当事業の売上高は6,970百万円(前連結会計年度比9.1%増)、営業利益は1,126百万円(同17.1%増)となりました。

以上の結果、当社グループの連結経営成績は、売上高256,065百万円(前連結会計年度比6.4%増)となりました。利益につきましては営業利益13,264百万円(同11.5%増)、経常利益13,477百万円(同9.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益8,715百万円(同5.2%増)となりました。

(2) 資金調達の状況

分譲用宅地購入やマンション・オフィス区分所有権販売用地購入等に対応するため、プロジェクトファイナンスによる借入を実施いたしました。

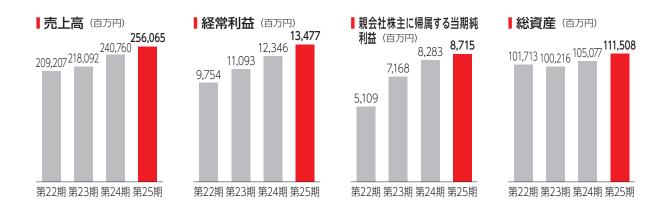
(3) 設備投資の状況

営業力強化・拡充を狙いとして、営業拠点及び展示用建物(モデルハウス)の充実などに 総額2,779百万円の設備投資を実施いたしました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況

	区	分		第22期 (2020年5月期)	第23期 (2021年5月期)	第24期 (2022年5月期)	第25期 (当連結会計年度) (2023 年 5 月 期)
売	上	高	(百万円)	209,207	218,092	240,760	256,065
経	常利	益	(百万円)	9,754	11,093	12,346	13,477
親会当	会社株主に帰属 期 純 利	する 益	(百万円)	5,109	7,168	8,283	8,715
1 棋	k当たり当期純	利益	(円)	172.76	243.35	282.25	298.41
総	資	産	(百万円)	101,713	100,216	105,077	111,508
純	資	産	(百万円)	21,232	26,214	30,916	34,915
1 核	株当たり純資	産額	(円)	718.95	887.47	1,053.53	1,203.11



⁽注) 1.1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期の期首から適用しており、第24期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。 ます。

(5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、内需主導の着実な回復が続くと見込まれます。個人消費は、コロナ禍からの回復、賃金上昇期待が消費マインドの改善を後押しし、底堅く推移すると見込まれ、設備投資も、デジタル化・脱炭素化など、中長期視点での投資が拡大すると予測されます。しかしながら、当社を取り巻く経営環境においては、短期的にはウクライナ情勢の長期化によるエネルギー・原材料価格の上昇、中長期的には人口減少による国内住宅市場の縮小及びそれに伴う住宅着工戸数の減少並びに高齢化による職人不足といった懸念があります。

このような状況の中、当社グループは2022年5月期より中期経営計画「タマステップ2026」がスタートして2年目となりましたが、売上高、利益とも過去最高の業績となり、順調に推移しております。引き続き当社グループの中核事業である住宅部門を中心に継続的な成長と強固な経営基盤の形成に向け取組みを推進していきます。住宅事業においてはより高い付加価値の商品展開を推進し、さらなるシェアの拡大に努め、非住宅事業においては事業機会を適切に捉え収益性を高めることにより、売上高の伸長を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 当社グループの主要な事業所(2023年5月31日現在)

①当社の主要な事業所

	事業所名	所在地			
本 社	東京本社	東京都港区高輪三丁目22番9号			
	福岡本社	福岡県福岡市中央区渡辺通五丁目2番25号			
地区本部	九州地区本部	福岡県福岡市			
	中四国地区本部	広島県広島市			
	関西地区本部	大阪府大阪市			
	東海・北陸地区本部	愛知県名古屋市			
	首都圏地区本部	東京都多摩市			
	北関東地区本部	群馬県高崎市			
	東北・北海道地区本部	宮城県仙台市			

②重要な子会社

子会社名	所在地
タマ・アド株式会社	東京都港区
タマリビング株式会社	東京都港区
タマファイナンス株式会社	東京都港区
タマアグリ株式会社	福岡県筑後市
在住ビジネス株式会社	東京都港区
株式会社九州新エネルギー機構	福岡県大牟田市
THオートリース株式会社	東京都港区
Tama Global Investments Pte.Ltd.	シンガポール
TAMA HOME AMERICA LLC	アメリカ

(7) 従業員の状況

①当社グループの状況

従	業	員	数	前連結会計年度末比増減
		3,32	9名	40名減

(注) 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であります。

②当社の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
3,153名	45名減	41.1歳	8.3年

(注) 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であります。

(8) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 または出資金	議決権比率	主な事業内容
	百万円	%	
タマ・アド株式会社	80	100.0	広告に関する企画及び制作
タマリビング株式会社	15	100.0	家具企画開発、家具卸・販売、インテリア商材卸販売
タマファイナンス株式会社	50	100.0	金融業
タマアグリ株式会社	40	100.0	農産物の生産・加工・販売
在住ビジネス株式会社	50	100.0	地盤保証等の保証業務
株式会社九州新エネルギー機構	400	100.0	再生可能エネルギー事業
THオートリース株式会社	30	100.0	自動車の販売、修理、購入及び賃貸業
Tama Global Investments Pte.Ltd.	千シンガポールドル 13,425	100.0	不動産投資事業
TAMA HOME AMERICA LLC	千USドル 8,375	100.0	不動産開発事業等

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社西日本シティ銀行	4,206百万円
株式会社三井住友銀行	2,059百万円

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

100,000,000株

(2)発行済株式の総数

29,455,800株

(3) 当事業年度末の株主数

48,580名

(4) 大株主

株 主 名	持株数	持 株 比 率		
株式会社TAMAX	11,391,200株	39.29%		
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,522,300株	5.25%		
玉木康裕	871,700株	3.00%		
玉木和惠	871,700株	3.00%		
玉 木 伸 弥	871,700株	3.00%		
玉 木 克 弥	871,700株	3.00%		
タマホームグループ従業員持株会	524,200株	1.80%		
SMBC日興証券株式会社	420,500株	1.45%		
株式会社日本カストディ銀行(信託□)	229,800株	0.79%		
JPモルガン証券株式会社	189,900株	0.65%		

⁽注) 当社は、自己株式467,446株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。 また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年5月31日現在)

地		位		E	E	4	3	担当及び重要な兼職の状況	
代表	取締役	2社長	₹	玉	木	伸	弥	尔	
代表	取締役	2会员	₹	玉	木	康	裕		
取締	役副	社長	≣.	北	林	謙	_	事業統括	
専 務	5 取	締名	ユズ	直	井	浩	司	営業本部長	
取	締	谷	고	加賀	ĮШ	健	次	不動産本部長 兼 リフォーム担当	
取	締	谷	고	小	島	俊	哉	管理本部長 兼 経営企画部長	
取	締	谷	고	柴	Ш	秀	稔	工務本部長	
取	締	谷	고	竹	下	俊	_	在住ビジネス㈱)代表取締役会長	
取	締	名	-ZZ	金	重	凱	之	(株)国際危機管理機構 代表取締役社長 (株)アイケンジャパン 社外取締役 (株)トーシンパートナーズ 社外監査役 (株)ロボットペイメント 社外監査役 (株)ジェイ・エス・ピー 代表取締役社長 (一社)日本危機管理協会 理事長	
取	締	谷	ž	近	本	晃	喜	近本税理士事務所 所長	
常勤	助監	查的	ž	玉	木	克	弥		
監	査	名	Ž	幣	原		廣	東京フロンティア基金法律事務所 代表弁護士 中外鉱業㈱ 社外監査役	
監	査	衫	īŽ	鴛	海	量	明	税理士法人おしうみ総合会計事務所 代表社員 ソーバル(株) 社外監査役 ヤーマン(株) 社外監査役	

- (注) 1. 取締役のうち金重 凱之氏及び近本 晃喜氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査役のうち幣原 廣氏及び鴛海 量明氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3. 監査役幣原 廣氏は弁護士として企業法務に精通しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。 監査役鴛海 量明氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 当社は、取締役金重 凱之氏、取締役近本 晃喜氏、監査役幣原 廣氏及び監査役鴛海 量明氏を、株式 会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。
 - 5. 2023年4月30日をもって、取締役小暮 雄一郎氏(不動産本部長)は、辞任により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年1月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかわる決定方針を決議しております。当社の取締役の報酬等の額及びその算出方法の決定に関して、各取締役の役割及び職責等に相応しい水準とすることを方針としており、固定報酬のみで構成されております。また、取締役会は、当事業年度における取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は取締役の金銭報酬の額は、2021年8月26日開催の第23期定時株主総会において年額2,000百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役2名)です。

当社は監査役の金銭報酬の額は、2021年8月26日開催の第23期定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は代表取締役社長玉木 伸弥及び代表取締役会長玉木 康裕の2名に上記方針に基づいて各取締役の報酬額の決定を委任し、取締役会から委任を受けた代表取締役社長及び代表取締役会長の2名は、担当職務、各期の業績、貢献度、同業他社の動向等を総合的に勘案し決定しております。

報酬額の決定を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評

価を行うには代表取締役社長及び代表取締役会長が最も適しているからであります。上記 方針に基づき決定した報酬額を、毎月金銭で支給いたしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

□	分	支給人員		報酬等の額		按西
)J	又和八貝	固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	摘 要
取《	締 役	11名	1,196百万円	_	_	うち社外取締役2名
監	査 役	3名	93百万円	_	_	うち社外監査役2名
Ī	Ħ	14名	1,289百万円	_	_	

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

地	位	氏 名	取締役会への 出席状況 (出席率)	監査役会への 出席状況 (出席率)	主な活動状況
取締	役	金重凱之	15回/16回 (93%)	_	これまで企業の危機対処や情報収集を最前線に立って指導した経験・識見等に基づき発言を行うことにより、社外取締役として期待される業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。
取締	役	近本晃喜	15回/16回 (93%)	_	これまでの税理士としての活動における経験等に基づき発言を行うことにより、社外取締役として期待される業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。
監査	役	幣原廣	15回/16回 (93%)	13回/13回 (100%)	これまでの弁護士としての活動における経験等に基づき発言を行うことにより、社外監査役として適切な役割を果たしております。
監査	役	鴛 海 量 明	15回/16回 (93%)	13回/13回 (100%)	これまでの公認会計士及び税理士としての活動における経験等に基づき発言を行うことにより、社外監査役として適切な役割を果たしております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額としております。

③ 社外役員の報酬等の総額

□	分	支給人員	報酬等の額		当社の子会社からの	
	נל	义和八貝	固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員報酬等
社 外 耳	収締 役	2名	9百万円	_	_	_
社 外 🖺	监査 役	2名	9百万円	_	_	_

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

監査法人A&Aパートナーズ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	50百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬額等の額と金融商品取引法監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社の海外連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士(または監査法人)の監査を受けております。
 - 3. 監査役会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役全員の同意による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を遂行できることが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人A&Aパートナーズは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要と運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は「企業行動憲章」「役職員行動規範」を制定し、全役職員の業務遂行にかかる法令 遵守体制を構築し、企業倫理の確立を図る。
- ②当社は業務遂行にあたり、コンプライアンス体制の推進、維持は各取締役が自らの職務分 掌の範囲内で責任を負い、コンプライアンス担当役員は、体制の構築、推進を管理するものとする。また、「コンプライアンス規程」に則り、コンプライアンス小委員会を設置し、全社的なコンプライアンスプログラムを推進する体制とする。
- ③代表取締役社長の直下に設置された内部監査室は、内部監査規程に基づき、独立した組織的立場で、定期的に内部統制システムの運用状況についての内部監査を行い、改善が必要な事例については、その解決のために助言・指導・是正勧告を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」など関連諸規程の定め に従って適切に作成、保存を行い、取締役及び監査役が必要に応じ適宜これらを閲覧し得る 体制とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は事業の推進に伴って生ずるリスク管理については、会社諸規程で定めるとともに、各取締役は、自己の職務分掌範囲内につき、リスク管理体制を構築する権限と責任を負い、同リスク管理体制を推進する。また、担当取締役はグループ各社の連携のもと、当社グループ全体のリスク管理を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われる体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ適切な意思決定を行う体制とする。また、取締役会の専決事項を除く、会社経営の基本方針・中期計画の策定など経営に関する重要な事項について必要な決議を行う機関として常務会を設置し、原則として月1回以上定期的に開催し、機動的な意思決定の体制を確保する。但し、常務会は、付議事項がない場合は、この限りでない。
- ②執行役員制度により、取締役が経営上の判断業務に専念できる体制とし、取締役の職務執行の効率性を確保するとともに、経営環境の変化に迅速に対応した意思決定を行う。
- ③取締役会の決定に基づく業務執行について、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」など関連諸規程を定め、権限と責任を明確化する。

(5) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は子会社を管理する担当部署を設置するとともに、子会社の自主責任を前提とした経営及び当社グループ各社における協力の推進を基本理念に、当社グループ全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため、「関係会社管理規程」を制定する。
- ②当社は「関係会社管理規程」に基づき、一定の事項について子会社から事前報告を受ける。また新規事業については事業審査会を開催し事業実施の可否の判断、進捗状況の確認、計画見直し等を行う。
- ③当社はコンプライアンス小委員会を設置し当社グループ全体を対象として活動する。また 当社は内部通報窓口を設置し子会社にも開放し周知することで、当社グループにおけるコ ンプライアンスの実効性とグループ内取引の公正性を確保する。

(6) 監査役の職務を補佐すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令できるものとし、また 使用人の任命、異動、人事評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重し行うものとする。
- ②監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び内部 監査室長の指揮命令を受けない。

(7) 取締役及び使用人等並びに子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役等に報告をする ための体制

取締役及び使用人等並びに子会社の取締役、監査役、使用人等は、監査役会及び監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。

(8) 監査役等に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は当社の監査役会及び監査役並びに当社グループ各社の監査役へ報告を行った当社グループ役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ役職員に周知徹底する。

(9) 監査費用の前払又は償還の手続その他監査費用等の処理に係る方針に関する事項

- ①当社は、監査役の職務の執行について必要な監査費用等を支弁するため、各年度計画策定 時に一定額の予算を設定する。
- ②監査役は、職務上必要が生じた場合には、当社に予算額を提示したうえで、法律・会計等の専門家を活用できるものとし、その費用は当社が負担する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- ①取締役が決裁した社内稟議書を総務部が定期的に常勤監査役へ提出することにより監査役が日常業務執行状況を閲覧し必要に応じ取締役又は使用人にその説明を求めることができる体制をとる。
- ②内部監査部門は、定期的に各部門に対して内部監査を実施するとともに監査役及び会計監査人との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行に努める。

(11) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設けて金融商品取引法に基づく 評価・監査の基準・実施基準に沿った内部統制システムの整備及び運用を進め、企業集団と しての財務報告の適正性を確保すべく体制の強化を図る。 (上記内部統制システム構築の基本方針に基づく運用状況の概要)

(1) コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンスに係る教育は定期的に実施しており、基本的事項の再確認や事例研究などの研修を実施し、コンプライアンス意識の向上を図っており、定期的に内部統制委員会、コンプライアンス小委員会等を開催しコンプライアンス上の疑義における対策の検討・決議、コンプライアンスに関する取組み全般についての企画立案を行っております。

また、当社は内部通報窓口を設置しており、子会社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(2) リスク管理体制の強化

新規事業開始時における審査のあり方を再検証する、取締役会、常務会の諮問機関として 事業審査会を設置し、新規事業の経済合理性等の事前審議を行っております。また、与信管 理規程に従い、与信調査、与信管理について運用体制の強化を行っております。

(3) 業務執行の適正性や効率性の向上

「職務権限規程」に基づき取締役会の専決事項を除く経営上の重要事項については常務会において決議を行い、意思決定の迅速化を図っております。また、取締役会など会議体の議案については、可能な限り事前提供を徹底するなど、業務執行の適正性や効率性の向上に努めています。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保

グループ各社への取締役及び監査役の派遣・株主権の行使、内部監査部門によるグループ 各社への内部監査の実施、グループ各社管理部門の設置等により、グループ各社の業務の適 正の確保に努めています。

また、当社及びグループ各社における取締役会の十分な監視・監督機能の発揮のため、社外取締役の選任、当社及びグループ各社の重要人事を審査する人事委員会を設置し、当社及びグループ各社のガバナンス強化に努めております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

取締役が決裁した社内稟議書を総務部が定期的に常勤監査役に提出し、監査役による日常業務執行状況の閲覧、監査役と取締役が定期会合を行い、取締役から監査役へ情報提供を行うことで監査の実効性向上に努めております。

⁽注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表 (2023年5月31日現在)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	84,482	流動負債	69,023
現金及び預金	34,323	支払手形・工事未払金等	18,450
受取手形	71	短期借入金	12,915
完成工事未収入金	340	1年内返済予定長期借入金	1,728
売掛金	930	未払費用	8,158
営業貸付金	1,474	未払法人税等	3,704
販売用不動産	18,718	未成工事受入金等	17,630
未成工事支出金	7,832	完成工事補償引当金	1,497
仕掛販売用不動産	18,515	賞与引当金	243
その他の棚卸資産	635	その他	4,692
その他	1,645	固定負債	7,570
貸倒引当金	△6	長期借入金	3,803
固定資産	27,026	資産除去債務	1,822
有形固定資産	19,153	その他	1,944
建物及び構築物	8,815	負債合計	76,593
機械装置及び運搬具	3,705	純資産の部	·
土地	6,360	機主資本 株主資本	34,864
リース資産	8	体主具本 資本金	4,310
建設仮勘定	61		4,280
その他	201	資本剰余金	
無形固定資産	1,154	利益剰余金	27,724
投資その他の資産	6,718	自己株式	△1,450 11
投資有価証券	313	その他の包括利益累計額	
長期貸付金	64	その他有価証券評価差額金	14
繰延税金資産	3,054	繰延ヘッジ損益	4
その他	3,827	為替換算調整勘定	△6
貸倒引当金	△541	非支配株主持分	39
Warts A = I	444 = 22	純資産合計	34,915
資産合計	111,508	負債・純資産合計	111,508

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書(2022年6月1日から2023年5月31日まで)

科目	金額	
売上高		256,065
売上原価		194,428
売上総利益		61,637
販売費及び一般管理費		48,372
営業利益		13,264
営業外収益		
受取利息及び配当金	3	
受取地代家賃	28	
仕入割引	80	
違約金収入	175	
為替差益	162	
その他	171	621
営業外費用		
支払利息	191	
持分法による投資損失	27	
その他	189	409
経常利益		13,477
特別利益		
固定資産売却益	1	1_
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	90	
減損損失	175	
和解金	62	329
税金等調整前当期純利益		13,149
法人税、住民税及び事業税	5,445	
法人税等調整額	△1,031	4,414
当期純利益		8,735
非支配株主に帰属する当期純利益		20
親会社株主に帰属する当期純利益		8,715

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表 (2023年5月31日現在)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	79,772	流動負債	69,519
現金及び預金	32,246	工事未払金	16,679
完成工事未収入金	106	短期借入金	11,055
売掛金	326	1年内返済予定長期借入金	1,462
販売用不動産	18,718	リース債務	3
未成工事支出金	7,903	未払金	2,250
仕掛販売用不動産	18,515	未払費用	7,950
材料貯蔵品	251	未払法人税等	3,428
前渡金	160	未払消費税等	1,404
前払費用	761	未成工事受入金	17,332
関係会社短期貸付金	75	前受金	224
その他	711	預り金	5,620
貸倒引当金	△5	前受収益	289
固定資産	25,194	完成工事補償引当金	1,497
有形固定資産	16,300	賞与引当金	225
建物	7,754	資産除去債務	20
構築物	964	その他	74
車両運搬具	1.128	固定負債	5,788
工具器具備品	191	長期借入金	2,270
土地	6,199	リース債務	5
建設仮勘定	61	資産除去債務	1,577
無形固定資産	1,129	その他	1,934
借地権	747	負債合計	75,307
ソフトウェア	371	純資産の部	
その他	9	株主資本	29.645
投資その他の資産	7,764	資本金	4,310
投資有価証券	136	資本剰余金	4,249
関係会社株式	1,370	資本準備金	4.249
出資金	0	利益剰余金	22,536
長期貸付金	64	利益準備金	9
関係会社長期貸付金	1,951	その他利益剰余金	22,527
破産更生債権等	729	別途積立金	850
長期前払費用	206	繰越利益剰余金	21,677
繰延税金資産	2,871	自己株式	△1 , 450
敷金及び保証金	2,646	評価・換算差額等	14
その他	96	その他有価証券評価差額金	14
貸倒引当金	△2,310	純資産合計	29,659
資産合計	104,967	負債・純資産合計	104,967

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書 (2022年6月1日から2023年5月31日まで)

科目	金	頂
売上高		
完成工事高	199,702	
その他の売上高	48,755	248,457
売上原価	·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
完成工事原価	150,213	
その他売上原価	39,285	189,498
売上総利益		
完成工事総利益	49,489	
その他の売上総利益	9,469	58,959
販売費及び一般管理費		47,319
営業利益 営業外収益		11,640
受取利息及び配当金	419	
受取地代家賃	67	
違約金収入	175	
為替差益	163	
その他	243	1,070
営業外費用		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
支払利息	148	
その他	184	333
経常利益		12,376
特別利益		_
固定資産売却益	1	1_
特別損失	1	
固定資産売却損 固定資産除却損	1 88	
回足員性际型損 減損損失	00 175	
网络伊尔 関係会社貸倒引当金繰入額	245	
和解金	62	572
税引前当期純利益	02	11,806
法人税、住民税及び事業税	4,902	,500
法人税等調整額	△1,014	3,887
当期純利益	·	7,918
(注) 記載会館は、 五下田土港の農粉を切り換ァフキニレスセリナオ		

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年7月21日

タマホーム株式会社取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 岡 賢治 業務執行社員 公認会計士 岡 賢治

指定社員 公認会計士 伊藤 宏美業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タマホーム株式会社の2022年6月1日から2023年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タマホーム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実 施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年7月21日

タマホーム株式会社 取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 岡 賢治 業務執行社員 公認会計士 岡 賢治

指定社員公認会計士伊藤宏美業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タマホーム株式会社の2022年6月1日から2023年5月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び掲益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等に関する監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、 我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事 項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかととも に、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示して いるかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年6月1日から2023年5月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動 計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書 及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の 記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年7月24日

タマホーム株式会社 監査役会

常勤監査役 玉木克弥 印 社外監査役 幣原 廣印

以上

■株主メモ

事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故 その他のやむを得ない事由によって電子 公告による公告ができない場合は、日本 経済新聞に掲載して行います。
単元株式数	100株

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1-3-3 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
特別□座の □座管理機関	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先 電話お問い合わせ先	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 フリーダイヤル 0120-288-324 (土・日・祝日を除く 9:00~17:00)
取扱店	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店

(ご注意) 証券会社に□座をお持ちの場合、お取引の証券会社へお申出ください。未払配当金の支払、支払明細発行については、「特別□座」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・取扱店をご参照ください。

株主優待制度のご案内

株主の皆様の日頃からのご支援への感謝と、当社株式 への投資魅力を高め、より多くの株主様に中長期的に 当社株式を保有していただくこと、及びより多くの皆 様に当社の事業へのご理解をいただくことを目的とし ています。

対象は毎年11月30日及び5月31日現在の株主名簿に記載または記録された1単元(100株)以上の当社株式を保有されている株主様となります。

概要

「株主様限定 特製クオ・カード」を贈呈いたします。

保有株式数	保有3年未満	保有3年以上
100株以上	500円分	1,000円分

株式保有期間に関するご注意

株主名簿に記載されている株主番号が変更されると、保有期間が中断されてしまいますのでご注意ください。 下記の事項に該当する場合は、当社の株主名簿に記載されている株主番号が変更となる可能性がございますので、ご注意ください。株主番号の変更の有無については、株式をお預けの証券会社にお問い合わせください。

【株主名簿に記載されている株主番号が変更となる可能性のある事例】

▶株主名簿の登録が変更された場合

- ・婚姻や転居により、株主名簿に記載の氏名・住所が変更となった場合
- ・相続などにより株式の名義人が変更となった場合
- ・株式をお預けの証券会社を変更した場合

▶株主名簿の登録から外れた後、再度登録された場合

- ・証券会社の貸株サービスをご利用されている場合*
- ・保有株式を全て売却し、権利付最終日までに同じ銘柄の株式を買い戻した場合
- ・お預けの証券会社で保有株式を全て売却し、別の証券会社で同じ銘柄の株式を購入した場合
 - ※貸株サービスをご利用された場合、株式の所有権が貸出先に移転するため株式の名義が変更となります。なお、貸株を ご本人の名義に戻した時点で新たに株主番号が割り当てられる可能性があります。

株主総会 会場ご案内図

会場

グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール3階「香雲」 東京都港区高輪三丁目13番1号 電話: 03-3442-1111

交通

JRまたは京浜急行「品川」駅(高輪口)下車 高輪口(西口) より徒歩約8分 都営地下鉄浅草線「高輪台」駅 下車 A1出口より徒歩約6分









